

岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託

2 委託業務場所

岐阜市長が指定する場所

3 委託業務の目的

「次世代育成支援対策推進法第8条」に基づいた岐阜市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）と「子ども・子育て支援法第61条」に基づいた「岐阜市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」を一体的な計画として再整備するとともに、子どもの貧困対策など新たな取組が必要な事項等を加えた今後の岐阜市の子育て支援方針の指針となる岐阜市子ども・子育て支援に関する計画（以下「計画」という。）の策定を支援することを目的とする。

なお、計画期間は、平成32年度（2020年度）から平成36年度（2024年度）までとする。

4 履行期間

契約締結日から平成32年（2020年）3月31日まで

5 業務の範囲

- (1) 計画の作成
- (2) 岐阜市子育て支援会議（以下「会議」という。）の運営支援

6 業務内容

以下の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案をもとに協議のうえ、決定するものとする。

(1) 計画の作成

岐阜市の次世代育成及び子ども・子育て支援を取り巻く現状と課題に基づき、行動計画及び事業計画を一体的な計画とし、再整備するとともに、子どもの貧困対策など新たな取組が必要な事項等加えた今後の岐阜市の子育て支援方針の指針となる計画を策定する。

ア 岐阜市の現状と課題の分析

既存の資料（国勢調査、衛生年報、岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度実施）等）及び行動計画、事業計画の進捗状況の分析並びに「ぎふし未来地図」などの各種行政計画との整合を図り、本市の地域特性に合わせた施策内容の検討及び分析を行う。

イ 国や県の動向の把握

国や県の子ども・子育てに関する制度の動向を把握する。

ウ 先進的事例の把握及び横展開の実施

子ども・子育てに関する先進的事例を把握し、本市の地域特性に合わせた横展開を図る。

エ 計画（案）の作成

アからウまでの検討結果等を踏まえ、計画（案）を策定する。

オ パブリックインボルブメントの支援

計画（案）に対するパブリックコメントや意見交換会などのパブリックインボルブメントを実施する予定のため、計画（案）概要の電子データ及び紙資料 100 部程度を作成する。

また、その意見に対する対応策の助言等を行う。

カ 計画及び概要版の作成

エ及びオをふまえた計画及び概要版の作成を行う。作成にあたっては、市民が見てわかりやすいデザイン・構成に配慮するものとする。

(2) 会議の運営支援

ア 会議への出席及び会議資料の作成

会議への出席及び会議資料の作成を行うこと。また、会議における意見や指摘事項などを計画（案）に反映させること。（当該会議の委員報酬、委員への通知、会場手配等に要する費用は発注者の負担とする。）

なお、当該会議の回数は、履行期間内に 3 回程度を予定している。

イ 議事録の作成

議事録は、会議におけるすべての発言を取りまとめたもの及びその要旨の 2 種類を作成すること。なお、会議開催後、14 日以内に提出すること。

7 成果品等

(1) 本業務における成果品は以下のとおりとし、受注者は平成 32 年 3 月 31 日（火）までに子ども未来部子ども政策課に納品すること。

ア 岐阜市子ども・子育て支援に関する計画 製本（カラー）無線綴じ 500 部

イ 概要版 製本（カラー）無線綴じ 2000 部

ウ その他、本業務で作成した資料等 1 部

エ 上記ア～ウの電子データ（CD-R 等の電子媒体） 1 式

データは、Microsoft Word 又は Microsoft Excel で作成したもの及び PDF 形式で作成したものを納品すること。また、PDF 形式データについては、ホームページに掲載することを考慮し、全体版のほか、目次や章ごとに分割したデータも作成すること。なお、分割データの作成にあたっては、どのように分割するか等を事前に発注者と協議したうえで作成すること。

8 成果品の帰属等

本業務における成果品及び業務作成上の資料の著作権については、岐阜市に帰属するものとし、

指定する時期に速やかに引き渡すものとする。なお、受注者は本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。

9 打ち合わせ

本業務の打ち合わせは、10回程度を基本とする。

10 支払方法

業務終了後、かつ発注者の検査に合格した後、受注者の請求に基づき一括して支払うものとする。

11 留意事項

- (1) 受注者は、関係法規を遵守すること。
- (2) この業務における成果品及び業務中に作成した資料（写真、イラスト等含む）の所有権、著作権、利用権はすべて岐阜市に帰属するものとする。
- (3) この業務の遂行上知り得た情報等は、岐阜市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による「7 成果品等」の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ岐阜市に紙面により報告し、岐阜市の承認を得ること。
- (7) 岐阜市との打ち合わせは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (8) この業務において、打ち合わせ及びヒアリング等を実施した場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (9) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険法などの関係法規を遵守すること。
- (10) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載がない事項等に関して疑義が生じた場合は、岐阜市と受注者において別途協議のうえ、対応するものとする。